

許 可 書

祥雲国際交流 株式会社

代表取締役 徐 超 殿

令和4年4月14日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業の経営は、次の条件を付し、下記のとおり許可する。

(条件)

1. 許可日より6ヶ月以内に事業開始すること。
2. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ、事業計画又は事業用施設概要書の記載内容を変更してはならない。
3. 運輸開始までに加入義務者が健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険に加入すること。
4. 運送の引受けは営業所のみにおいて行うこと。
5. 上記4. による運送であって、一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供できることとするための契約(書面によるものに限る。)に基づいて締結される運送契約のみにより行われるものであること。
6. 上記4. による運送であって、二時間以上の時間を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの(上記5. に掲げるものを除く。)であること。

記

1. 事業の種別
一般乗用旅客自動車運送事業
2. 営業区域
特別区・武三交通圏

令和4年7月14日

関東運輸局長 小瀬 達之

